

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 9 月 21 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600172号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600043号

第1 結論

昭和53年4月から昭和55年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和55年5月まで

私は、国民年金に未加入であったが、国民年金保険料を遡って納付できる特例納付制度のことを知ったので、昭和55年6月に、A県B市の特例納付の特設会場において、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、前述の加入手続時に、昭和48年3月に4年制大学を卒業したこと、同年11月1日から昭和51年4月1日までは厚生年金保険に加入していたこと、及び昭和53年4月*日に婚姻し、夫が厚生年金保険の加入者であることを担当者に伝え、昭和48年4月まで遡った期間のうち、納付できる国民年金保険料の合計額を計算してもらい、持参した現金の中から25万円ぐらいをその場で一括納付した。

年金記録を見ると、特例納付した期間のうち、請求期間の国民年金保険料のみが納付済みとされていないことは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年6月に、国民年金の加入手続を行い、特例納付制度を利用して請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、同年7月16日にB市において払い出されており、同番号前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日などから判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年6月に行われたものと推認でき、当該時点は、第3回特例納付制度の実施期間中であり、請求者の陳述と符合する。

しかしながら、戸籍謄本によると、請求者は、昭和53年4月*日に請求者の元夫と婚姻しており、請求期間当時、当該元夫は厚生年金保険に加入していることから、婚姻後である請求期間について、請求者は、国民年金の任意加入の対象者となり、昭和55年6月に国民年金の加入手続を行った時点から、制度上、遡って国民年金に加入することはできない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びB市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和55年6月13日に、国民年金任意加入被保険者として資格取得しており、当該記録のほかに、昭和48年4月1日強制加入被保険者資格の新規取得、同年11月1日同喪失、昭和51年4月1日同再取得及び昭和53年4月19日同喪失の記載が確認でき、これらの資格記録は、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄にも記されている。この場合、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、特例納付が行われた場合には、特殊台帳にその納付内容を記載することとされているところ、請求者の特殊台帳を見ると、昭和48年4月から同年10月までの期間及び昭和51

年4月から昭和53年3月までの期間について、第3回特例納付制度により国民年金保険料が納付されたことを示す「附4条」のゴム印が確認できるが、請求期間については、国民年金保険料が納付されたことを示す記録は確認できない。

加えて、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ても、前述の特殊台帳の納付記録と一致している上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600177号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600044号

第1 結論

昭和55年4月から同年7月までの請求期間及び昭和57年9月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年4月から同年7月まで
② 昭和57年9月から同年12月まで

請求期間①について、昭和57年4月頃、A県B町(現在は、C町)役場の窓口において国民年金の加入手続を行ったところ、窓口の担当者に「2年間なら遡って国民年金に加入できる。」と言われたので、昭和55年4月に遡って加入し、請求期間①の国民年金保険料を同窓口において一括して納付した。

請求期間②の国民年金保険料については、亡くなった母が納付してくれていたため、詳しいことは分からないが、母の遺品を整理していると、私の国民年金保険料納付カード(以下「納付カード」という。)が見つかり、当該納付カードの昭和57年4月から同年12月までの欄に印鑑が押されている。

請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和57年4月頃に、B町役場の窓口において、国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を一括して納付した旨陳述しているところ、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者に係る記録等から判断すると、同年5月頃に行われたものと推認できる。

しかしながら、前述の加入手続時点(昭和57年5月頃)において、請求期間①の国民年金保険料は、過年度保険料(国庫金)として納付することになるところ、市町村が収納することができた国民年金保険料は現年度保険料のみであることから、請求者の陳述は、制度上の取扱いと符合しない。

また、国民年金保険料が過年度納付された場合には、その内容が記録されることになる請求者の国民年金被保険者台帳を見ると、請求期間の国民年金保険料が未納であることを示す「55.4~55.7月分未納」の記載が確認できる。

さらに、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間①について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

次に、請求期間②について、請求者から提出された納付カードには市町村名の記載は無いが、請求者の国民年金手帳の番号及び婚姻前の氏名が記載されており、保険料区分欄に昭和57年度の国民年金保険料額が記載されている上、C町の回答等を踏まえると、当該納付カードは、

請求期間②当時にB町において使用されていた請求者に係る納付カードと認められるところ、当該納付カードを見ると、4月から12月までの納付記録欄に、集金担当者のものとみられる印鑑が押されている。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②において厚生年金保険被保険者であることから、請求期間②の国民年金保険料が納付された場合には、還付されることになるが、請求期間②の国民年金保険料が還付されているか否かについて、D年金事務所は、請求期間当時の国民年金保険料還付整理簿を保管していない旨回答している上、国及びB町の記録から、請求期間②の国民年金保険料が還付された事実は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、請求期間②について、前述のとおり、請求者は厚生年金保険被保険者であるから、請求期間②を国民年金保険料の納付済期間に訂正することはできない。